

2021年6月30日施行

臨床研究に関する指針が変わります

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

《主な変更点》

- ▶ 構成の見直し
- ▶ 用語の定義の見直し
- ▶ 研究対象者等の基本的責務に係る規定の変更
- ▶ 研究計画書に関する手続きの見直し
- ▶ インフォームド・コンセント等の手続きの見直し
- ▶ 研究により得られた結果等の取り扱いに係る規定の新設
- ▶ 倫理審査委員会への報告に係る規定の新設
- ▶ その他

新指針の内容、施行に伴う長崎大学病院倫理委員会の申請の手順に関する研修会

- ・5月13日（木） 17：30～18：30 オンライン研修会（ZOOM）
- ・6月2日（水） 17：30～18：30 オンライン研修会（ZOOM）

問い合わせ先
臨床研究センター 臨床研究ユニット 内線：7726

※ 新指針の施行に伴い「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」と「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」は廃止されます